

# 動産譲渡担保融資

平成28年4月1日現在

商品名	動産譲渡担保融資
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>・動産担保を提供できる農業者を含む法人・個人事業主の方</li><li>・当金庫の会員になれる方<ul style="list-style-type: none"><li>①当金庫の地区内に住居または居住を有する方</li><li>②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方</li></ul></li></ul> 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていたかなくともご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
お使いみち	・事業資金(運転)
ご融資限度額	・50 百万円以内
ご利用期間	・当座貸越 6ヶ月以内 ・手形貸付 6ヶ月以内 ・証書貸付 3年以内
ご融資利率	・固定金利・変動金利のいずれかを選択でき、それぞれ当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	・元金均等返済、元金一括返済
担保	・農林水産物、事業用機械設備等、動産譲渡担保設定の対象となるものです。
保証人	・法人は、「経営者保証ガイドライン」による対応とさせていただきます。 ・個人事業主は不要とします。
手数料	(証書貸付の場合)・ ・証書貸付期間の期限前(融資開始から2ヶ月経過後に限り)に繰上償還及び一部繰上償還(融資残高の50%以上の割合)を行う場合、該当返済元金に対し0.540%の割合で手数料がかかります。 (例)該当返済元金50万円の場合、2,700円となります。 ・融資条件の変更の際は、手数料がかかる場合があります。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"><li>・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、電話：0120-047-361)にお申し出ください。</li><li>・紛争解決措置：東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話：011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話：011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システムを用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・確定申告書または決算書の写しを3期分、担保物件の保管場所、数量等についての書類等が必要となります。詳しくは窓口へご相談ください。</li><li>・お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>・現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください。</li></ul>